

平成29年度事業計画

全日本剣道連盟

全日本剣道連盟（以下、「本連盟」という。）は、わが国の伝統と文化に培われた剣道の普及・発展を図るとともに、心身の錬磨による人造りとわが国社会の健全な発展に貢献することを目指す。

このために、日本の剣道界を統括し代表する団体として、以下の基本方針ならびに重点方策に基づき、平成29年度の事業を展開する。

第1．基本方針

「剣道の理念」に基づき、社会から高く評価される活力ある剣道界のさらなる発展の実現を目指し、国内外各層への剣道普及を図る。

第2．重点方策

1. 伝統文化としての剣道の正しい普及と発展のために、教育の充実を図る。
2. 中学校武道必修化に伴う剣道の課題を検討して諸施策を立案し、その推進を支援する。
3. 指導・教育体制の強化を通じて、質の高い剣道を育てる。
4. 称号・段級位制度の適正な運用を図る。
5. 試合・審判規則とその細則ならびに運営要領を厳正に運用し、剣道の質を高めるために、指導法と連携し、審判による試合の充実と活性化を図る。
6. 国際剣道連盟の活動を支援し、海外を含めた剣道諸団体の健全な育成・強化を図る。
7. 資産の効率的な運用と業務処理の効率化による経費節減に努め、財政基盤の強化を図る。
8. 一般社会の剣道への理解を深めるため、広報ならびに文化関係事業の展開に注力する。

第3. 重点事項

本年度は、伝統文化としての剣道の正しい普及とさらなる剣道の質の向上を図るため、指導・教育体制を強化し、以下の重点事項を実施する。このほか、主催・共催各大会をはじめ、審査会、講習会、社会体育指導員養成講習会等の充実を図るとともに、諸団体の行う重要な大会および講習会を後援し、その充実に協力する。

なお、主な大会、審査会、各種講習会等は、平成29年度行事日程表(添付)のとおりである。

1. 普及

剣道の質の向上と普及に努める。

- (1) 指導、教育、普及の効果を高めるため、各種大会、講習会、研修会の状況把握と検討により一層の充実を図る。
- (2) 各都道府県剣道連盟(以下、都道府県剣連という。)が主催する全剣連後援講習会は、主催剣連の要望に適応して一層の充実を図る。
- (3) 「剣道の良さ」を普及させるための都道府県剣連の活動を支援する。
- (4) 各専門委員会と連携して普及活動に取り組み、都道府県剣連等が行う指導、教育活動を支援する。
- (5) 礼法の理解と励行を推進する。

2. 学校教育関連

伝統文化としての剣道の良さを、教育機関・関係者に広く理解させ普及を図ること、および小・中・高・大学における剣道の質的向上を図るための方策を検討する。

- (1) 中学校武道必修化に対応するため、文部科学省委託事業武道等指導力・資質向上支援事業を推進し、全国指導者研修会や各都道府県剣連における取り組みなどを通して授業協力者の養成と活用について実態を把握し、課題に対する方策を検討する。
- (2) 小学校での武道教育導入に向け、その具体的な学習内容等を検討する。
- (3) 中学校および高等学校における剣道授業・課外活動の実態を把握し、課題に対する方策を検討する。

3. 指導

剣道を正しく普及するための指導法についての研究および検討を行う。

- (1) 「剣道の理念」、「剣道修錬の心構え」、「剣道指導の心構え」に係わる制定経緯の理解を深め、その内容の具現・具象化を推進する。
- (2) 本連盟刊行の「剣道指導要領」、「剣道講習会資料」、「日本剣道形解説書」、「木刀による剣道基本技稽古法」、「剣道社会体育教本」、「剣道授業の展開」の活用を図る。
- (3) 講師要員(指導法)の講習・研修を実施し、指導法講師の育成を図る。

- (4) 女子指導者講習会を開催し、より高い剣道の技術ならびに指導力の向上を図る。
- (5) 「日本剣道形」の位置づけと内容の理解を踏まえた指導法の研究を行う。
- (6) 「木刀による剣道基本技稽古法」を基盤にした効果的な指導法の普及を図る。
- (7) 国内外の各層・各領域に正しく普及させるため、各関連専門委員会と連携しながら、より適切な指導法のあり方を構築する。

4. 称号・段級位

称号・段級位審査規則および細則を遵守し、審査の適正な運営を図る。

- (1) 国内外における審査会の実施方法のあり方について調査・研究を行う。
- (2) 審査業務のより適切な運営・管理を図る。
- (3) 称号審査の調査・研究を行う。
- (4) 称号取得の啓発活動を推進する。

5. 試合・審判

試合・審判規則とその細則、運営要領の適正な運用を図る。

- (1) 審判員として適正な試合運営能力および指導力の向上のため実践的研修を行う。
- (2) 研修会・講習会を通して女子審判員の育成、審判技術の向上を図る。
- (3) 各国の審判員育成ならびに審判技術の向上に向け支援を行う。
- (4) 剣道用具等の仕様の適正化を図る。

6. 強化

剣道の資質・力量を兼ね備えた剣士の育成・強化を図る。

- (1) 第17回世界剣道選手権大会に向けた全日本代表候補選手の強化を図る。
- (2) 剣道の将来を担う青年層の剣士を選抜し、剣道水準の向上を図り、また将来の日本を代表する選手を育成するため選抜特別訓練講習会を実施する。
- (3) 各都道府県剣連の中核となる剣士の錬成強化と指導力養成を図るため、中堅剣士講習会を実施する。

7. 居合道

各種講習会において、全剣連居合の普及・振興を図り、その徹底に努める。

- (1) 中央講習会および地区講習会において、全剣連居合の普及を図る。
- (2) 審査員・審判員となる者に対して古流の研鑽を推奨し、その修得に努める。
- (3) 居合道普及・発展のための調査・研究を行うとともに、問題点の改善を図る。
- (4) 中堅指導者の審判技術および指導力の向上を図る。

8. 杖道

全剣連杖道の普及・振興を図り、その徹底に努める。

- (1) 中央講習会および地区講習会において、全剣連杖道の徹底と普及に努める。
- (2) 審査員となる者に、称号・段級位審査規則、同細則と審査員研修資料の徹底に努め、適正な審査の運営を図る。
- (3) 審判員として、試合・審判規則、同細則を遵守させ、適正な試合運営能力向上のため実践的研修を行う。
- (4) 中堅指導者に対し、技術および指導力の向上を図る。

9. 社会体育指導員養成

初級・中級・上級各養成講習会および各更新講習会のさらなる充実に努め、地域の剣道指導の中核となる指導者の養成と有資格者の活用を図る。

- (1) 有資格者が、地域の剣道指導の中核として、自信と誇りを持って活動できるように講習内容の一層の充実に努める。
- (2) 更新講習会を初級・中級・上級別にそれぞれに開催し、内容の充実に努める。
- (3) 中学校武道必修化に対応できる指導者の養成とその活用について関係機関との連携を図る。
- (4) 指導者としての完成度を高めるため、初級・中級受有者が、さらに積極的に上位の級を目指す魅力ある講習会となるように、講習内容の充実に努める。

10. 国際

各国の剣道連盟の独自性を尊重しつつ、剣道の理念を正しく伝達することに努め、剣道の普及を促進する。

- (1) 第17回世界剣道選手権大会に向けた準備を進める。
- (2) 国際剣道連盟との連携の下に、世界剣道選手権大会での審判員の審判技術向上を支援する。
- (3) 国際剣道連盟の事務ならびに運営への援助・協力を行う。
- (4) 第3回国際競技団体連合(スポーツアコード)の武術大会に選手団を派遣する。
- (5) 第3回国際競技団体連合(スポーツアコード)の武術大会への対応業務支援を行う。
- (6) 外国人剣道指導者夏期講習会を実施する。
- (7) 国際剣道連盟との連携の下に、海外の剣道界の動きを注視しながら、各地域連盟の組織化を支援する。
- (8) 海外への指導者の派遣、外国剣道連盟・団体への剣道具の提供、英文の剣道資料の作成・配布を行う。
- (9) 英文ホームページの充実に努める。

1 1. 広報活動ならびに物販事業

多角的な広報活動を通じ剣道への認識を深めるとともに、剣道の新規参入者増加を図るための諸施策を推進する。

- (1) 機関誌『剣窓』の内容充実と定期購読者増加の取り組みを工夫努力する。
- (2) ホームページおよびソーシャルメディア（フェイスブック・ツイッター等）を活用して発信機能を高め、情報の充実と正確かつ迅速な情報発信に努める。機関誌『剣窓』および各専門委員会との連携を図り、発信媒体全体の相乗効果を高める。
- (3) 情報提供を通じ、マスメディア、各種情報媒体との一層の連携を深め、剣道の正しい認識と普及に努める。
- (4) 大会などの録画、録音および全剣連頒布物等の知的財産権に関する処理を適切に行う。
- (5) 頒布物販売システム（オンラインショップを含む）を活用し、頒布物の販売サービスの向上に努める。
- (6) 剣道カレンダーの作成・頒布を行う。

1 2. 文化関係事業

- (1) 「北の丸書庫」、「剣道映像博物館」の資料等、研究者に対する情報サービスの充実に努める。日本武道館改修工事に備え、資料等の整理、保存の準備を検討する。
- (2) 第16回剣道文化講演会を実施する。
- (3) 第21回写真コンテストをより充実して実施する。

1 3. 資料

- (1) 広報・資料小委員会（東日本・西日本）の活動を通じ、剣道文化に関わる歴史的資料の収集、整理、保存に努めるとともに、調査研究成果の刊行、頒布等を行う。
- (2) 剣道関係図書を蒐集、整理し、一般公開のための準備を進める。

1 4. 医・科学関係

- (1) 剣道における心身の健康・安全を守るために、ホームページ・冊子などで必要な情報を提供することにより、その周知・徹底に努める。
- (2) 本年度は特に熱中症に関する教育資材の準備等を行い、啓発活動を行う。
- (3) 試合・審判委員会と緊密な連携を図ることにより、剣道用具の品質の向上と維持、規格の遵守等について製造業者への指導を行い、剣道における安全性の確保を図る。
- (4) 強化訓練講習会等に帯同医師を派遣し、医・科学的支援および指導を行う。
- (5) アンチ・ドーピング委員会と緊密な連携を図ることにより、ドーピング防止のための啓発活動を行う。

15. アンチ・ドーピング関係

- (1) ドーピング防止のための方策および関連する健康管理（コンディショニング）を解説した「剣士のためのアンチ・ドーピングマニュアル」を活用して、指導者、一般剣道愛好家、講習会受講生等に対し、医・科学委員会と密接な連携を図り、積極的に啓発活動を行う。
- (2) 全剣連ホームページおよび機関誌「剣窓」にドーピング防止に関する記事を定期的に掲載し、積極的に啓発活動を行う。
- (3) 主催大会等においてドーピング・コントロール（検査管理）を行う。

16. 長期方策の検討

剣道の長期的発展に向けての基本的方策を策定する。

- (1) 本連盟の長期的な事業のあり方について調査・研究を行う。
- (2) 道場建設のための調査・検討を行う。

17. 情報処理関係

- (1) 一昨年度から運用を開始した登録者管理システムの都道府県剣連への導入を奨めるとともに、本連盟および都道府県剣連の業務効率化を推進する。
- (2) 高段者（剣道・居合道・杖道）名簿の作成・頒布を行う。

18. 総務、経理関係

連盟運営の合理化・効率化を推進する。

- (1) 適正な業務遂行に努めるとともに事務処理の効率化を図り、運営経費の有効活用に努める。
- (2) 職員の職務遂行能力の向上、自己啓発活動を支援する。

19. 表彰事業

剣道発展のために顕彰制度の適切な運用を行う。

20. 対外関係

関係団体に対する援助・協力、その他関係先との連携強化に努める。

- (1) 都道府県剣連、全国組織剣道関係団体との連携の緊密化を図り、その剣道普及・振興への援助と協力を行う。
- (2) 剣道に対する理解・評価を高めるため、関係官庁および関連団体、報道機関等との関係の円滑化を図る。

以 上